

令和8年4月21日（火）

環境管理課 土壌・水環境グループ

担当：宮本、岡本（内線2866、2954）

電話：087-832-3218（直通）

仲多度郡多度津町における土壌汚染について

県教育委員会から、県立多度津高等学校に係る次の報告がありました。

①土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を実施したところ、六価クロム化合物、鉛及びその化合物による土壌汚染が判明した。

②敷地内及び敷地境界で行った地下水調査では、六価クロム化合物、鉛及びその化合物の汚染は確認されなかった。

このため、4月21日から周辺井戸の調査を行い、井戸水を飲用している者に対して注意喚起（飲用の衛生指導）を行います。

1 県教育委員会からの報告内容

(1) 土壌汚染状況調査を実施した場所

県立多度津高等学校の敷地

(2) 土壌汚染状況調査結果の概要

○調査区画の一部には、既に建屋が設置されており、試料採取が困難なため、試料採取を省略した。省略した区画は、汚染のおそれのある計17物質について、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準を超過しているとみなす。

・調査を省略した有害物質

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

○試料採取を行った区画の一部において、六価クロム化合物、鉛及びその化合物が土壌溶出量基準（※1）を、鉛及びその化合物が土壌含有量基準（※2）を超過した。

	土壌溶出量基準 (mg/L)		土壌含有量基準 (mg/kg)	
	測定値	基準値	測定値	基準値
六価クロム化合物	0.12~0.46	0.05	定量下限値未満	250
鉛及びその化合物	0.020~0.021	0.01	230~570	150

※1 土壌に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を飲用することによるリスクの観点から定められた基準。

※2 有害物質を含む土壌を口などから直接摂取することによるリスクの観点から定められた基準。

○なお、土壌汚染状況調査に併せて、敷地内1か所、敷地境界4か所の計5か所において、地下水の水質の測定を実施しており、いずれも地下水環境基準に適合していた。

2 今後の県の対応

- 4月21日から周辺井戸の調査を行い、井戸水を飲用している方に対して注意喚起（飲用の衛生指導）を行います。
- 周辺井戸調査の結果等を踏まえ、汚染が判明した区画及び試料採取を省略した区画を、土壌汚染対策法に基づく要措置区域（※3）又は形質変更時等要届出区域（※4）に指定します。

※3 汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域であり、土地の形質の変更が原則として禁止される。

※4 土壌汚染が発生しているが周辺に飲用井戸がないなど汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域であり、土地の形質変更時に計画の届出が必要となる。

3 その他

- 周辺井戸調査の結果については、後日お知らせします。
- 本件について、県教育委員会が報道発表を行っています。